

文部科学大臣メッセージ

～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

学校における働き方改革「元年」と言える2019年から約4年、皆様のご尽力のおかげで、教員勤務実態調査では在校等時間が減少しましたが、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかになっています。この改革の目的は、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子供たちにより良い教育を存分に行うことができるようにすることです。今後は、2024年度からの3年間を集中改革期間とし、政府全体として質の高い公教育の再生に向け、働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進めていきますが、教師を取り巻く環境をより良いものとするには待ったなしであるため、直ちにできることに関し、文部科学大臣としてメッセージをお伝えします。

1. 国が先頭に立って改革を進めます

教師を取り巻く環境整備の加速化に向け、これまで以上に力強く教育予算を確保します。教師の処遇については、約50年ぶりの抜本的改善に向け今後議論を深めていきますが、今からすぐ取り組めることとして、大幅な教職員定数の改善や支援スタッフの大胆な配置充実、教師のなり手の確保に向けた取組を進めます。

また、国・地方自治体・各学校が行う業務の精選・見直しを国が率先して示します。今回の中央教育審議会の提言でも、学校行事の真に必要なものへの精選・見直し、登校時間の見直し等が例示されています。「やめようと思っても、様々な理由によりやめられない」との声は私にも届いていますが、働き方改革そしてその先のより良い教育につながる取組は、文部科学省として全力で応援しますので、このメッセージを業務改善に向けた旗印としてご活用ください。

2. 学校・教育委員会は、できることは直ちに実行を

働き方改革は国だけでは進みません。改めて、一人一人の教師の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直し等の責任を有しているのは各校長でありサービスを監督する各教育委員会であるということ、すべての校長先生及び教育長の方々にご確認いただきたいと思っております。これまでの取組で効果の見られた好事例は相当蓄積されており、徹底した実行に移すべき時です。提言では、例えば、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程編成の見直しをはじめ各主体において求められる対応が整理されておりますので、各学校の課題を踏まえ、今からできることは直ちに着手いただきますよう、お願いします。

3. 保護者・地域住民の皆様へ

デジタル化の進展など急激に変化する時代の中で、今学校は、子供たちが主体的で創造力豊かに次代を生きる力を育てるため、教育の質の向上に取り組んでいます。教師が教師でなければできない業務に集中してこの課題を達成するため、学校・家庭・地域の連携分担や学校の働き方改革が必要であり、皆様の力がこれまで以上に求められています。更なる連携・協働のためには、国や地方自治体がメッセージを発するとともに、学校が保護者・地域住民の皆様とより積極的にコミュニケーションを図ることが必要です。その際、業務の優先順位を踏まえた思い切った精選・見直しや教師と保護者・地域住民の皆様との役割分担の見直し等の相談についても、ご理解とご支援をいただければ幸いです。

令和5年（2023年）8月29日

文部科学大臣 永岡 桂子

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～
(令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会)

別添資料 1-1

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、**できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。**今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- (1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校の**それぞれの主体**ごとに、**具体的な対応策の好事例を横展開**
- (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - ・ 全ての学校で授業時数について点検し、特に、**標準授業時数を大幅に上回って**（年間1,086単位時間以上）**いる学校は、見直すことを前提に点検**を行い、指導体制に見合った計画に見直し
 - ・ **学校行事**について、**精選・重点化**、準備の**簡素化・省力化**
- (3) ICTの活用による校務効率化の推進
 - ・ 学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

- (1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働
 - ・ 学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化
 - ・ **保護者等からの過剰な苦情等**に対しては、教育委員会等の**行政による支援体制を構築**
- (2) 健康及び福祉の確保の徹底
 - ・ 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた**「指針」の実効性の向上**
 - ・ メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出
- (3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり
 - ・ 在校等時間の把握方法等の改めての周知・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

- (1) 教職員定数の改善
 - ・ 教師の持ちコマ数の軽減等にも資する**小学校高学年の教科担任制の強化**などの教職員定数の改善
- (2) 支援スタッフの配置充実
 - ・ **教員業務支援員の全小・中学校への配置**をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実
- (3) 処遇改善
 - ・ 給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、**主任手当や管理職手当の額を速やかに改善**
- (4) 教師のなり手の確保
 - ・ 教師のなり手を新たに発掘するための**教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働**による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、**大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討**を推進

学校・教師が担う業務に係る3分類

○ 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申（※）で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

<p>基本的には学校以外が担うべき業務</p>	<p>学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務</p>	<p>教師の業務だが、負担軽減が可能な業務</p>
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申) (第213号) (平成31年1月25日)

○ この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

南国市版 GIGA スクール構想のロードマップ

令和5年11月 総合教育会議資料

『教育データ活用ロードマップ【令和4（2022）年1月7日】（デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省）より』のイメージ図

Society5.0の社会、予測不能な社会に旅立ち、自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を備える

『真に』 ICT を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」

ICT を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」

1人1台端末の普段使い

教育データの利活用

インフラ整備 GIGA 対応のネットワーク環境の構築、一人一台端末の整備、電子黒板の整備等>>>

自動OSアップデート終了による、次期端末について（検討等）

【南国市】	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	2学期	3学期							

南国市は **ロイロ**

ロイロノート・スクールを活用した協働的な学びのある授業



日常的な端末活用と、ICT を活用した『真に』協働的な学びのある授業の日常化実現（1日数時間活用）

学習AIドリルソフトを活用した個別最適な学びによる学力定着・向上

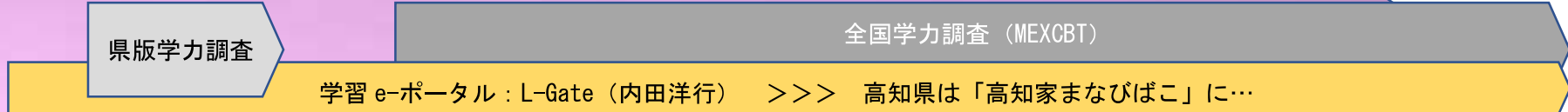


市で予算化し、**検証事業**とする
保護者負担軽減の観点で、学習ドリル系の購入の検討も。検証項目に、各種学調と教員の業務負担軽減を。

学習 e-ポータルとの連携による
教育データの利活用の在り方検討・取組

南国市は **ミライシード**

教育データの利活用



教員の働き方改革・業務負担軽減をと合わせた**児童生徒の学力定着・向上** 及び **保護者負担軽減**

ゆるやかな学期スタート事業【令和6年度より試行】

《課題》

- 自殺予防の徹底（H27.9.1中学生自死の教訓）
- 長期欠席等配慮や支援が必要な児童生徒の増加（組織的対応）
- 新採・若年教員の増加（県外からの新採教職員の増加）
- 教職員不足 ○教職員の働き方改革



《見直しのポイント》

- 教育の質（教育的効果）の向上（チーム学校の推進）
- 児童生徒の心理的負担の緩和（ゆるやかな教育課程）
- 保護者の負担軽減・子育て支援（昼食の確保）
- 教職員の働き方改革の推進（多忙化解消）

1学期	2学期	3学期
<input type="checkbox"/> 4月10日始業式・入学式 <input type="checkbox"/> 4月10日以降 1週間程度 を半日授業とする （給食後放課）	<input type="checkbox"/> 8月29日始業式 <input type="checkbox"/> 8月29日以降 1週間程度 を半日授業とする （給食後放課）	<input type="checkbox"/> 1月8日始業式（従前のおり） <input type="checkbox"/> 1月8日以降 1週間程度 を半日授業とする （給食後放課）

《期待する効果（学校）》

- (1) 児童生徒理解と学級経営の充実を図るための時間確保ができる。
（引き継ぎ事項の確認。学級開きの準備）
- (2) チーム学校の推進のための有効な時間確保ができる。
（職員会議の時間確保。校内研究、授業スタンダードの確認）
- (3) 新採・若年教員の支援のための時間確保ができる。
（教材研究等の時間確保。県外からの新採教職員の生活基盤の安定）

《期待する効果（家庭・保護者）》

- (1) 入学式及び新年度の始業式までに、各ご家庭では多くの準備が必要であることから、準備期間を従来よりも確保できる。
- (2) 夏季休業の短縮により、児童生徒が早く学校生活をスタートさせることができ、特に家庭での昼食の準備がなくなる。

《期待する効果（児童生徒）》

- (1) 4月新しい仲間とゆっくり出会い、安心した人間関係づくりが進む。
- (2) 夏季休業の短縮及びゆとりある学期スタートにより、児童生徒はゆとりと学校生活リズムを整えることができる。

《検証（実態把握）方法》

- (1) 児童生徒
【児童は5年生以上】
- (2) 保護者
- (3) 教職員
- ※(1)～(3)学校毎？（支援員に）
→Google Formにて
- (4) 教員の時間外労働時間
→出退勤
- ※昨年度南国市勤務者のみ

《周知・広報》

- (1) 定例教育委員会
- (2) 校長会（2学期中）
- (3) 教頭会（2学期中）
- (4) 保護者へ周知文
- (5) 広報なんこく（11月号）
- (6) 南国市PTA連合会へ

《体制整備》

- 南国市学童保育連絡協議会への連絡（合意形成）
- 会計年度任用職員の雇用条件等の整備（予算化）
- 夏季休業短縮期間の給食提供の体制整備（予算化）

南国市運動部活動地域移行の取組状況について

南国市としての方針及び確認事項

南国市も香長中学校以外は生徒数も減少していること。また、どの学校においても、部活動をする生徒も減少している現状があることを確認しました。

そのため、国の提言のとおり、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するために、今後は学校の実情に合わせて運動部活動の地域移行を実施していくことを確認いたしました。

また、部活動によっては休日に練習試合等がある等、休日だけの以降では逆にやりにくいという場合もあるため、先を見通して完全移行を推進していくことや生涯教育（学校教育と社会教育の両輪）と捉え取組んでいくこと等、今後、運動部活動の地域移行を推進していく中で、南国市として検証を進めていくことを確認（令和4年度）いたしました。

令和2年度より設置している「南国市運動部活動改革推進委員会」の継続。令和5年度の新たな計画といたしまして、運動部活動の地域移行のためのコーディネーターを配置し、南国市の部活動地域移行に向け、関係者との連絡調整・指導助言、市の方針策定・体制構築等に係る協議会開催・運営等の調整役を担うことで、地域でのスポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働がよりスムーズに進んでいくことができると考えております。

香南中学校・・・生徒数及び運動部活動数が少ない香南中学校を「南国市部活動改革推進校（実証校）」として、中学校区内に在る総合型地域スポーツクラブ「まほろばクラブ南国」との連携・協力により、令和6年度から運動部活動の地域移行を計画しています。

北陵中学校、鳶ヶ池中学校・・・令和7年度から地域移行が可能な運動部活動の検討をしています。

香長中学校・・・生徒数が多く、多様な運動部活動があることなどから、学校での部活動を重点に置いた取組みを継続していきます。しかし、令和8年度以降の地域移行に向けた検討を行う必要性があります。

南国市 中学校運動部活動の地域移行のイメージ図



南国市における特別支援教育について

特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数【名】				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	128	111	122	147
中学校	53	54	60	74

※通級指導教室とは・・・軽度の障害やグレーゾーンの子どもが通常の学級に在籍しながら、特性に応じた指導を受けられる教室のこと。

南国市における不登校児童生徒について

不登校児童生徒数【名】				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	13	7	23	26
中学校	53	67	57	57

※令和5年度は、7月末現在の人数

千人当たりの不登校数【人】				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
南国市	10.8	11.0	10.1	11.4
全国	7.0	8.3	10.0	13.0

※令和5年度は、7月末現在の割合

南国市におけるいじめ・いじめ疑い及びいじめ重大事態について

いじめ・いじめ疑い認知及び(いじめ重大事態)件数【件】				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	335(1)	349(6)	419(5)	158(3)
中学校	64(0)	51(1)	79(2)	57(2)

※令和5年度は、7月末現在の件数